

高知県私立学校運営費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県私立学校法等施行細則（昭和51年高知県規則第59号）第8条に定める高知県私立学校運営費補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的)

第2条 県は、私立学校（私立学校法（昭和24年法律第270号）第2条第3項に規定する私立学校をいう。以下同じ。）の教育内容の充実及び向上並びに生徒、児童及び幼児に係る就学上の経済的負担の軽減を図り、もって私立学校の健全な発達及び経営の安定に資するため、県内に私立学校を設置する学校法人（私立学校法第3条に規定する学校法人をいい、学校教育法（昭和22年法律第26号）第72条に規定する特別支援学校を設置する学校法人を除く。以下「補助事業者」という。）に対して、予算の範囲内において高知県私立学校運営費補助金を交付するものとする。

(補助対象経費)

第3条 前条に規定する補助対象事業（以下「補助事業」という。）の補助対象経費は、教育に必要な経常的経費とする。

2 前項に規定する教育に必要な経常的経費は、私立学校運営費補助金の交付を受けようとする年度の事業活動収支計算書の事業活動支出のうちの次の各号に掲げる経費の合計額から、他の補助金の交付の対象となる経費を減じて得た額及び教育研究用機器備品費（当該補助金以外の補助金の対象となっていないものに限る。）とする。

- (1) 人件費（退職金及び同引当金、報酬費等を除く。）
- (2) 教育研究経費（減価償却費、食糧費及び雑費を除く。）
- (3) 管理経費（補助活動事業費、渉外費、減価償却費、食糧費及び雑費を除く。）

3 高知県私立学校運営費補助金（以下「補助金」という。）の交付基準及びその額の算定方式は、知事が別に定める。

(不交付法人)

第4条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その状況に応じ、当該補助事業者に対する補助金の全部又は一部を交付しないことができる。

- (1) 法令の規定に基づく知事の処分又は寄附行為に違反していると認められた場合
- (2) 経営状態が著しく不安定であり、かつ、学校運営に適正を欠き、補助効果が期待できないと認められる場合
- (3) 経理その他事務処理が著しく適正を欠き、補助金に係る事業の適正な遂行を期し難いと認められる場合
- (4) 役員間若しくは教職員間又は役員及び教職員の間において訴訟その他の紛争があり、補助金の適正な執行を期し難いと認められる場合

(5) 前各号に掲げるもののほか、補助金を交付することが不相当であると認められる場合

(事業計画書の提出)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、知事が別に定める事業計画書及び添付書類を別に指定する期日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の内定等)

第6条 知事は、前条の規定により提出された事業計画書及び添付書類の内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の交付の内定をし、その旨を当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが次の各号のいずれかに該当すると認めるときを除く。

- (1) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下この条において「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下この条において同じ。）であるとき。
- (2) 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- (3) その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下この条において同じ。）が暴力団員等であるとき。
- (4) 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- (5) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- (7) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- (8) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- (9) その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- (10) その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(補助金の交付の申請)

第7条 規則第3条第1項及び第2項の補助金等交付申請書（以下「申請書」という。）及び関係書類の様式は、別記第1号様式から別記第3号様式までによるものとする。

2 申請書には、前項の関係書類のほか、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない

い。

- (1) 学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）第4条の規定に準じた当該事業年度における資金収支予算書（内訳表を含む。）（第3条第2項に規定する教育研究用機器備品費を補助対象経費として申請する場合に限る。）及び事業活動収支予算書（内訳表を含む。）
- (2) 学校法人の寄附行為
- (3) 県税事務所が発行する「納税証明書」（発行後、3月以内のものに限る。）
- (4) 前3号に掲げる書類のほか、参考となる書類

（補助金の交付の条件）

第8条 規則第5条の規定による条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の内容又は補助事業の経費の配分の変更をしようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければならないこと。ただし、補助事業費の20パーセント以内の変更については、この限りでない。
- (2) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければならないこと。
- (4) 補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (5) 補助事業に関する収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかななければならないこと。
- (6) 補助事業により取得した財産は、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。
- (7) 補助事業により取得した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数等に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。
- (8) 前号の規定により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。
- (9) 補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならないこと。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。
- (10) 補助事業の実施に当たっては、第6条ただし書各号のいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団又は暴力団員等の排除に係る県の取扱

いに準じて行わなければならないこと。

(11) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要があると認めて別に付する条件

2 前項第1号又は第3号の規定により承認を受けようとするときは、別記第4号様式による（変更・中止・廃止）承認申請書を知事に提出しなければならない。

（補助金の概算払の請求）

第9条 補助事業者が、規則第14条ただし書の規定に基づき、補助金の概算払を受けようとするときは、別記第5号様式による概算払請求書を提出しなければならない。

（補助金の交付の申請の取下げ）

第10条 規則第7条第1項の規定により補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、規則第6条の規定による補助金の交付の決定の通知を受けた日から10日以内に、その旨を記載した書類を知事に提出しなければならない。

（実績報告等）

第11条 規則第11条第1項の補助事業等実績報告書（以下この条において「報告書」という。）の様式は、別記第6号様式によるものとする。

2 報告書には、当該事業年度における計算書類（学校法人会計基準第4条第1号に規定する資金収支計算書（内訳表を含む。）（第3条第2項に規定する教育研究用機器備品費を補助対象として申請した場合に限る。）及び同条第2号に規定する事業活動収支計算書（内訳表を含む。）をいう。）を添付しなければならない。

3 報告書の提出期限は、補助事業実施年度の翌年度の4月30日とする。

4 補助事業者は、第8条第1項第9号ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合は、報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

5 補助事業者は、第8条第1項第9号ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合は、報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額を速やかに別記第7号様式により知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

（補助の交付の決定の取消し）

第12条 知事は、規則第8条第1項並びに第15条第1項及び第3項に規定する場合のほか、補助事業者が第4条又は第6条ただし書各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（補助金の交付を受けた補助事業者の責務）

第13条 補助金の交付を受けた補助事業者は、学校教育の公共性を強く認識し、教育条件の充実及び向上に努めるとともに、合理的かつ適正な運営によって、保護者の教育費負担を軽減するよう努めなければならない。

(情報の開示)

第14条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(グリーン購入)

第15条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める高知県グリーン購入基本方針（平成13年3月26日作成）に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成12年4月18日から施行し、平成12年4月1日から適用する。
- 2 この要綱は、令和3年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第8条第1項第5号から第8号まで、第11条第5項及び第12条から第14条までの規定は同日以降もなおその効力を有する。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年5月7日から施行し、平成15年4月1日から適用する。
- 2 幼稚園に係る補助金の申請等を行う場合は、この要綱において知事とあるのは教育長と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、平成15年10月30日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年5月25日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年10月31日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年8月19日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年11月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。